

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	行政財産目的外使用料の減免		
根拠法令及び条項	蓮田市行政財産の使用料に関する条例第4条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<b>【内容】</b> （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 行政財産の使用料に関する条例第4条 （使用料の減免） 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 国、地方公共団体その他公共的団体において、公用又は公共用に供するとき。 (2) 災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか特に必要があると認めるとき。		
審査基準 設定年月日	平成9年10月1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（請求があった日の翌日から起算して15日以内） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	令和6年3月8日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	総務部庶務課		
備考	法令その他別に定めがある場合を除く。		

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。